

令和4年度からの変更点①

申請方法に関すること（令和5年施行）

申請の方法を令和5年度より、全て電子申請のみの受付とします。
（郵送申請の廃止）

令和4年度は移行期間とします。

令和5年度より電子申請ができるよう環境を整えてください。

	令和4年度	令和5年度
電子申請受付	○	○
郵送申請受付	○	×